

財産の無償貸付について (旧山内保育園の跡地活用にかかる普通財産使用貸借契約延長)

1. 報告概要

- 中山間地域の振興の一環として民間事業者を活用いただいている旧山内保育園の土地・建物について、令和6年6月30日に契約満了を迎える。
- 契約満了にあたり、普通財産使用貸借契約第5条第3項に基づき申し出があったため、3年間（令和9年6月30日まで）の契約延長の手続きを行う。

2. 経緯

- 平成30年9月 山内保育園 閉園
- 令和 3年3月 公募により事業者を決定
- 令和 3年6月 甲賀市議会6月定例会議決
以降 旧山内小学校・保育園活用運営推進委員会により地域住民との協議・情報共有を図りつつ運営

3. 普通財産使用貸借契約延長の概要

- ①相手方：ミハルカス 平子 明美
- ②契約期間：令和6年7月1日 から 令和9年6月30日 まで
- ③貸付料：無償
- ④使用の目的：コミュニティカフェの運営、空き教室を活用したイベント開催
- ⑤主な活動：毎週水曜日開催のカフェ、隔週日曜日開催のマルシェ
(計月6回程度の活動)

4. 周辺住民等への説明

- 旧山内小学校・保育園活用運営推進委員会への説明
- 山内地域区長会において説明